

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和7年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給に関する事務
②事務の概要	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)による、香川県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく、B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給を行う事務。 B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給を受けようとする者から提出された申請書の内容を基に審査を行い、世帯の所得に応じた月額自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を交付する。 (関連事務:支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務、支給認定の変更の認定に関する事務、申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務)
③システムの名称	肝炎医療費助成システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
肝炎医療費助成受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第2項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号) 第4条第1項 別表第1の2の3の項 (ただし、準法定事務の情報連携開始時点(令和7年6月予定)から、「番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表4の項」を法令上の根拠として、個人番号の利用を実施する。)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第19条第9号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号) 第4条第1項 別表第1の2の3の項 (ただし、準法定事務の情報連携開始時点(令和7年6月予定)から、「番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項」を法令上の根拠として、情報連携を実施する。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県健康福祉部感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
	香川県健康福祉部感染症対策課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3303

請求先	香川県総務部広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県健康福祉部感染症対策課 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3303
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現在、特定個人情報の提出を求めておらず、情報連携もしていない。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	現在、特定個人情報の提出を求めておらず、情報連携もしていない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	業務感染症対策課長 井上 喜美子	業務感染症対策課長	事後	様式変更による
平成31年2月1日	IV リスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和3年5月10日	法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第19条第8号	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第19条第9号	事後	番号利用法の改正
令和4年4月1日	①部署・請求先・連絡先	業務感染症対策課	感染症対策課	事後	組織改正
令和4年4月1日	②所属長の役職名	業務感染症対策課長	感染症対策課長	事後	組織改正
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 いつ時点の計数か(2か所)	平成30年4月1日	令和5年4月1日	事後	評価の再実施による
令和7年2月18日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和7年2月18日	II しいき値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和7年2月18日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年2月18日	III しいき値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和7年2月18日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和7年2月18日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和7年3月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	香川県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づき、B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給を行う事務。 B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給を受けようとする者から提出された申請書の内容を基に審査を行い、世帯の所得に応じた月額自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を交付する。 (関連事務:支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務、支給認定の変更の認定に関する事務、申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務)	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三三-〇〇号厚生労働省健康局長通知)による、香川県肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく、B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給を行う事務。 B型肝炎及びC型肝炎に係る治療に要した費用の支給を受けようとする者から提出された申請書の内容を基に審査を行い、世帯の所得に応じた月額自己負担限度額等を記載した肝炎治療受給者証を交付する。 (関連事務:支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務、支給認定の変更の認定に関する事務、申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務)	事後	
令和7年3月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第2項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号) 第4条第1項 別表第1の2の3の項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第2項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号) 第4条第1項 別表第1の2の3の項 (ただし、準法定事務の情報連携開始時点(令和7年6月予定)から、「審査法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の表4の項」を法令上の根拠として、個人番号の利用を実施する。)	事後	
令和7年3月18日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第19条第9号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号) 第4条第1項 別表第1の2の3の項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第19条第9号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年香川県条例第36号) 第4条第1項 別表第1の2の3の項 (ただし、準法定事務の情報連携開始時点(令和7年6月予定)から、「審査法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項」を法令上の根拠として、情報連携を実施する。)	事後	